

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年10月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年10月18日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

市民活動支援課 豊田課長、松岡主査、白井主事

3 件名

移転後の（仮称）市民活動推進センターの使用料の決定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・一般団体とはどのような団体か。  
⇒市民活動を行う団体以外の団体である。

・会議室を一般団体が利用できない理由は？  
⇒新センターの設置目的から、会議室は公益的な活動を支援するための施設としたいため。

・センターの会議室等の予約は、公民館等で使用している予約管理システムを導入するのか。  
⇒導入しない。新センター開設時は、エクセルで予約表等を作成し、管理を行う予定である。

・多目的スペースの予約開始が一律6ヶ月前となっているが、キャンセルなども想定されるため、原則3ヶ月前とし、イベント等で利用する場合は6ヶ月前とすべきではないか？  
⇒展示での利用や講演会の実施など、利用内容によっては準備の期間が必要になるため6ヶ月前としたい。

・会議室、多目的スペースの利用件数等の実績を公開するようにした方が良い。  
⇒そのように考えている。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（市民経済部市民活動支援課）

1 件名

移転後の(仮称)市民活動推進センターの使用料の決定について

2 目的

平成 30 年度に移転する（仮称）市民活動推進センター（以下、新センター）の会議室 1・2 及び多目的スペースの使用料について付議するもの。

3 効果

平成 30 年 5 月に市役所東庁舎に移転する新センターは「市民活動をつなぐ、広げる、市民主体の協働のまちづくりの拠点となる中間支援施設」を基本理念に掲げ、市民活動の総合的な窓口となり、市民活動団体・ボランティア団体・自治組織等の活動主体が新センターを拠点に活動を展開することで、「市民活動の魅力をいかした、活力ある市民主体の協働のまちづくり」の実現を図っていくものであるが、新センターの利用に際しては、市民や市民活動団体が利用しやすい使用料の設定とすることで、新たな市民活動団体等を増やし、裾野を広げることで、市民活動の活性化が図られる。

4 現状と課題

新センターの使用料については、7 月 5 日（水）に行われた戦略会議において、受益者負担の原則から有料とすることで決定している。

市の方針では、受益者負担率 100%とし、段階を追って使用料を設定し、また、減免の取り扱いについても今後検討することとしている。

新センターは、公益的活動を継続的に行う団体の活性化を支援し、市内に協働の輪を広げていくための施設であり、多くの市民や市民活動団体等がセンターを訪れ、出会い、つながっていくため、使用しやすい施設とすることが求められ、使用料については、センターの設置目的と使用できる団体等にあわせ、適正な使用料を設定する必要がある。

このことを踏まえ使用料の設定を行いたい。

●新センターの使用料を設定する施設と使用できる団体等

- 会議室 1・2
  - ・公益的な活動を行う、行おうとする団体
  - ・事業者

- 多目的スペース
  - ・公益的な活動を行う、行おうとする団体
  - ・一般団体
  - ・事業者

## 5 対応

利用の促進と施設の設置目的から、新センターの使用料の設定については、市の統一基準である「使用料・手数料の考え方」から除外し、受益者負担率を以下のとおり定める。

- ・ 公益的な活動を行う、行おうとする団体 25%
- ・ 一般団体 50%
- ・ 事業者 50%

## 6 スケジュール

H29.12 12月議会提案  
新センターの設置及び管理に関する条例制定（使用料含む）  
H30.1 新センターの利用案内  
H30.5 新センターオープン

## 7 その他

## 8 関連情報

関係法令等	
関係課	文化課、行政経営改革課
予算措置	事業費 会計 款 項 目 円 特定財源 円

## 移転後の(仮称)市民活動推進センターの使用料の決定について(案)

新センターは、公益的活動を継続的に行う団体の活性化を支援し、市内に協働の輪を広げていくために設置する施設です。

多くの市民や市民活動団体等がセンターを訪れ、出会い、つながっていくため、使用しやすい施設とすることが求められ、使用料については、センターの設置目的と使用できる団体等に合わせ、適正な使用料を設定する必要があります。

### 1. 使用料を設定する施設と使用できる団体等

施設名	使用目的	使用できる団体等
会議室1、2	公益活動を行うための施設	公益活動を行う、行おうとする団体事業者(※1)
多目的スペース	多目的に使用できる施設	公益活動を行う、行おうとする団体一般団体(上記以外の団体)事業者(※1)

(※1)非営利かつ公益性が認められる活動のみ使用可とします。

### 2. 使用できる団体等の受益者負担率の考え方

新センターの使用を促進するためには、類似施設と同等程度の料金設定にすることが妥当であり、受益者負担率を原則50%とします。

#### (1)公益活動を行う、行おうとする団体

センターの設置目的より公益活動を行う、行おうとする団体は、公民館等の施設で行っている減免措置(半額)を使用料の設定に用いることとし、受益者負担率を25%とします。

#### (2)一般団体

公益性がない活動のため、受益者負担率を50%とします。

#### (3)事業者

非営利かつ公益性が認められる活動のみ使用を認めることとし、事業者という立場より受益者負担率を50%とします。

施設名	団体種類	コスト算定額	受益者負担率	使用料
会議室 1、2	公益活動を行う、行おうとする団体	560 円	25%	140 円
	事業者(※1)		50%	280 円
多目的 スペース	公益活動を行う、行おうとする団体	920 円	25%	230 円
	一般団体		50%	460 円
	事業者(※1)		50%	460 円

※1 非営利かつ公益性が認められる活動のみ

■団体種類別の新センター使用条件一覧

センターの 主な登録要件	公益活動 の有無	団体種類		登録 可否	使用可否		予約開始		使用料	
					会議室1、2	多目的 スペース	会議室1、2	多目的 スペース	会議室1、2	多目的 スペース
					可…○ 不可…×				1会議室 1時間当たり	1時間当たり
自発性に基づき、営 利を目的としない、自 立のかつ継続的に広 く社会一般の利益を 提供する活動をして いる、又はしようとして いること	公益活動を行う、 行おうとしている 団体	登録団体	登録要件を満たし、登録手続を行っている団体	○	○	○	3カ月前	6カ月前	140円	230円
		未登録団体	登録要件を満たし、登録手続を行っていない団体	○	○	○	1カ月前	6カ月前		
		事業者	営利活動を行う企業などの事業者	×	○ ※1	○ ※1	○ ※1	1カ月前 ※1	6カ月前 ※1	280円
	公益活動を行わない団体	一般団体	登録要件を満たさない団体	×	×	○		6カ月前		460円

※1 使用目的がセンター登録要件に適合する活動と認められる場合は使用を許可する。

非営利性

営利を目的としない活動

考え方	[非営利とは…] ・利益(事業収益から経費を引いた残り)を設立者や会員などの関係者に分配せず、団体の活動目的を達成するための費用に充てるという意味である。 ・無償のボランティア活動から事業収益を得る活動まで幅広い。
除外活動	・活動によって得た利益や資産を社員や役員等の構成員へ分配する活動 ・労働の対価としての賃金が類似の労働に対し得られる社会一般で妥当とされる賃金と比較してあまりにも高額な活動 ・特定の教室や同一の指導者の利益を目的とする活動

公益性

社会(不特定かつ多数のもの)の利益の増進に寄与することを目的とする活動

考え方	換言すると⇒まちや地域をより良くすることを目的とした活動、社会・地域の課題解決や発展を目的とした活動 ポイント☛その活動が「求められているか」と受益の機会が「開かれているか」という点 ＜公益性を認める活動＞ ・自治会、PTA、地区社会福祉協議会、民生委員、子ども会、高齢者クラブ等などの地縁型組織の活動 [理由] 地域コミュニティの醸成と地域主体の活動の推進が、市のまちづくりの重要な課題であり、活動エリアが限られた範囲でも、地域コミュニティの維持・向上や地域の課題解決、発展につながるため。 ・趣味、スポーツ、レクリエーションなどの活動でも、対象を広げ不特定多数の人々の参加を受け入れる活動 ・企業(事業者)による社会貢献活動 ・市の施策上、明らかに有益と認められる活動
除外活動	個人や特定の団体の構成員のみの利益に寄与する活動 ・サークル等で特定の構成員のみ(仲間うち)で楽しむ(親睦・交流)私益的な活動 ・サークル等で特定の構成員のみを対象とした共益的な活動 ・サークル等が構成員による日頃の成果を発揮する目的で行う活動(展示、発表会、イベント等)及びその練習 ・生涯学習や個人の趣味的な活動 ・学術研究を目的とした勉強会、学習会

■白井市市民参加条例における市民活動の定義

非営利性

公益性

[市民活動]の定義 第2条第4号 市民の自発性に基づいた、**営利を目的としない**、**自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動**をいう。

第4号の「市民活動」とは、一般に、市民の自発的・自立的な参加によって行われる活動全てを含む概念であるが、この条例では「広く社会一般の利益を目的とし、継続的に行う活動」として、社会や地域社会全体の課題解決を目的とした社会貢献的(不特定多数の者の利益の増進に寄与する。)な活動のみとした。文化・スポーツ等の趣味のサークル活動、営利・宗教・政治活動等の団体は、その団体の構成員相互の利益を目的とした活動である場合は、この条例の対象としない。しかしながら、その団体の活動内容が、社会一般の利益を提供する活動である時には、この条の対象となるものである。

参考資料

(1) 新センター 会議室1・2と類似施設の使用料見直し後の料金比較表

施設		利用者	コスト算定額 (1時間あたり)	受益者負担率	使用料(案)及び平成30年度 見直しによる使用料 (1時間あたり)	減免後の使用料
新センター	会議室 1・2	公益活動を行 う団体	560円	25%	140円	—
白井駅前 公民館	研修室 I・II	社会教育 関係団体	649.1円	37.0%	240円	120円

(2) 新センター多目的スペースと当市・他市の類似施設の料金等比較表

市	施設		運営	面積	利用対象者	営利	1時間	1日	1週間
白井市	新センター	多目的 スペース	公営	100㎡	登録団体 未登録団体	×	230円	1,840円	12,880円
					一般団体 事業者		460円	3,680円	25,760円
	すずきギャラリー 彩美	ギャラリー	民営	19.83㎡	個人・団体	○	—	—	36,000円(※1)
船橋市	船橋市市民 ギャラリー	第2展示室	公営	131.9㎡	個人・団体	○	—	4,500円(※2)	31,500円
八千代市	八千代市市民 ギャラリー	第2展示室	公営	110.9㎡	個人・団体	○	—	8,100円(※3)	56,700円

※1 1回の予約単位が、木曜日から火曜日までの6日間

※2 利用時間が午前9時～午後9時で12時間使用した場合の使用料

※3 利用時間が午前9時～午後8時で11時間使用した場合の使用料